

7 方法書に対する知事意見及び 都市計画決定権者の見解

7 方法書に対する知事意見及び都市計画決定権者の見解

7.1 住民意見及び都市計画決定権者の見解

住 民 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
図2.4-4事業実施区域の位置の区画道路の範囲についてです。 焼却炉が建設されると周辺の道路には焼却炉への搬入する塵芥車及び運搬車両の往来が多くなることが容易に予想されます。 とりわけ大垣一宮線:羽島大橋南交差点から南に走る道路(区画道路に接続する道路)の制限速度は50kmで、住宅地を通る道としては大変高い制限速度となっています。またこの歩道は小学生の通学路になっており、もし搬入車両が制限速度前後でこの道を往来すると歩行者には大変危険を伴います。羽島大橋南交差点から区画道路接続交差点(ファミリーマート羽島平方店の交差点)までの間は、現時点でも信号機が一つもなく横断困難にも関わらず、今以上に車両の往来が多くなると交通事故の危険性が高まります。通学小学生が健やかな登校ができるように往来車両の高速走行を抑える工夫と塵芥車の臭い対策をお願いしたい。したがって区画道路整備範囲を羽島大橋南交差点までと延長して頂いた上で、 1. 搬入経路の限定 清掃工場へ搬入経路は堤防側からのみとする前提での道路整備 2. 制限速度の見直し 羽島大橋南交差点から南に走る道路(区画道路に接続する道路)現在ファミリーマート羽島平方店があるまでの区間の制限速度の見直し ・50km→30km以下など 3. 高速走行を制限する道路構造の設置 ・狭窄道路やシケイン道路等 4. 信号機・横断歩道の設置 羽島大橋南交差点から区画道路に接続する交差点までの間、現在ファミリーマート羽島平方店にあるまで数カ所に横断歩道と信号機の設置の検討 5. 走行車の臭い対策 羽島大橋南交差点から区画道路に接続する交差点までの道路の遊休土地を利用し、走行道路と歩道道路の間に距離を設ける若しくは塀を設ける	1. 搬入経路の限定 施設へのアクセスルートは、周辺住民の生活環境に配慮したルートを検討します。 2. 制限速度の見直し 制限速度の決定は、岐阜県警察の管轄になります。今後、地元住民等からの要望があれば、岐阜県警察に取り次ぎます。 3. 高速走行を制限する道路構造の設置 都市計画道路堀津平方線(羽島大橋南交差点から南に走る道路)は幹線道路のため、狭窄道路やシケイン道路の設置は想定していません。 4. 信号機・横断歩道の設置 信号機の設置は、岐阜県警察の管轄になります。都市計画道路堀津平方線に区画道路が接続する交差点については、信号機を設置するように協議を進めていることを確認しています。 5. 走行車の臭い対策 道路の遊休土地(桑原用水西幹線のパイプライン上面)は整備済みのため、新たに車道と歩道の間に距離又は塀を設けることは想定していません。

7.2 知事意見及び都市計画決定権者の見解

＜統括的事項＞

知 事 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
1 環境影響評価を行う過程において、当事業に係る環境影響等に関して新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。	方法書手続き当時から環境影響等に関して新たな事情は生じなかったため、現地調査及び予測・評価の実施にあたっては、方法書に掲載した内容に基づき実施しました。
2 ごみ焼却施設の処理方式は4通りの案が示されているが、予測及び評価を行う段階で処理方式が決定されていない場合においては、大気質、騒音、振動等の環境項目ごとに、環境負荷が最大となる処理方式を選択して予測及び評価を行い、その経過について準備書に分かりやすく示すこと。	予測・評価の実施に先立ち、焼却方式(ストーカ式または流動床式)及びガス化溶融方式(シャフト炉式または流動床式)の4通りの処理方式の範囲の中で、プラントメーカーにアンケート調査を実施しました。 その結果から、環境項目ごとに影響が最大となる施設・設備の条件を採用し、予測評価を行いました。 準備書においては、このことを6-26ページ「(2)処理方式による予測条件の設定」に記載しました。
3 作成時期が古い引用資料が散見されるため、最新の資料に差し替えること。	引用資料については最新版を用いました。
4 本意見書の各項目について検討し、その結果を準備書に記載すること。	方法書に対する知事意見については本章の都市計画決定権者の見解に示したとおり対応しました。

<個別的事項>

【大気質】

知 事 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
1 トレーサーガスを用いた大気拡散調査の実施にあたっては、関係市町に各々1か所以上の調査地点を設定するとともに、調査結果を大気質の予測結果に反映させること。	大気拡散調査地点は煙突排ガスの影響範囲を考慮して、関係市町に各1か所以上設定しました。また、調査結果をもとに予測に用いる大気安定度別の拡散条件設定に反映しました。
2 長良川沿いの地域特有の風況やダウンドラフト、逆転層など大気質の汚染が短期的に高濃度となる要因の影響を考慮して、短期濃度の予測及び評価を実施すること。	事業実施区域内での地上気象調査、上空気象調査及び大気拡散実験により、地域の風況状況を把握し、大気質の予測及び評価を実施しました。 短期高濃度については、上空気象調査結果で把握した逆転層の発生状況等を踏まえ、逆転層発生時、逆転層崩壊時、大気不安定時、ダウンドラフト時及びダウンウォッシュ時を対象としました。 また、大気拡散実験により弱風時には長良川に沿った風の流れることが示唆されましたが、この状況は大気質の汚染を拡散させる現象と考えられ、短期的を高濃度生じさせるものではなく、大気質の予測においては、この現象は考慮しませんでした。

【大気質、騒音、振動】

知 事 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
事業実施区域の周辺においては、当事業の現地調査と並行して羽島市平方第二土地区画整理事業の工事が実施される予定であり、当該工事が現地調査に影響を及ぼすことが懸念されることから、現地調査は可能な限り当該工事が実施されていない時間に行うこと。また、当該工事の実施時に現地調査を行う場合は、必要に応じて当該工事の実施状況を現地確認するなど、現地調査への影響を把握、整理すること。	土地区画整理事業の工事に係る建設作業機械の稼働及び工事関係車両の走行が直接的に測定結果に影響を及ぼす可能性が高い騒音及び振動調査については工事の休工時に実施しました。 また、大気質調査は項目によって1年間連続調査または四季各1週間連続調査を行うため、休工時に調査を行うことができないことから、工事の実施状況の現地確認を行うことで現地調査結果への影響を把握しました。 なお、大気質の調査結果には工事に伴う直接的な影響は生じていませんでした。

【水質・地下水】

知 事 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
当事業においては、工事中の土地掘削や施設供用後の地下水利用が予定されており、周辺地域で地下水を利用している工場、事業場、家庭等への影響が懸念されることから、地下水の調査の実施にあたっては、影響を評価する帯水層をあらかじめ設定するとともに、周辺地域における地下水利用状況の把握に努めること。	工事中にはごみピット設置のための掘削工事により約10m程度の深度まで掘削することが考えられ、第1帯水層の地下水に影響を及ぼすおそれがあります。また、供用後には施設稼働時の用水として、第1帯水層より深い深度からの揚水を計画しておりますが、その揚水量は最大で約61m³/日と比較的少ない量であり地下水位に影響を生じさせる恐れは小さいと考えます。 このため、工事中的影響の対象として第1帯水層については、周辺地域の地下水利用状況について現地踏査、資料調査及び聞き取り調査を実施しました。

【植物】

知 事 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
事業実施区域及びその周辺に生育する重要種の一覧表について、生育の可能性がほとんどないと考えられる種が散見されるため、改めて文献等を確認するとともに、一覧表の表現方法を検討すること。	方法書に掲載した重要な植物の一覧表は「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版―岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版―」記載の分布図より、着色されたメッシュが事業実施区域及びその周辺に係る種を選出したものです。事業実施区域内には自然的な植生はほとんどありませんが、調査範囲に含まれる長良川河川敷には自然的な植生が分布していることから、周辺地域を含め生育する可能性がある種として整理しました。 準備書においては、このことを3-38ページに記載しました。

【生態系】

知 事 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
事業実施区域及びその周辺の現地調査で貴重な生物が確認されなかった場合であっても、事業実施区域及びその周辺において現在構成されている生態系に対して当事業がどのような影響を及ぼすかといった観点からの生態系の予測及び評価を検討すること。	現地調査により確認した植物相、植生及び動物相を踏まえ、事業実施区域及び周辺の生態系区分ごとに構成内容を整理し、事業による影響について予測及び評価を行いました。